

令和 7 年大船渡市議会
第 1 回定例会追加議案

令和 7 年 3 月 19 日提出

番 号	件 名
議案第35号	大船渡市部設置条例の一部を改正する条例について
議案第36号	令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第11号）を定めること について
議案第37号	令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 1 号）を定めること について
議案第38号	副市長の選任に関し同意を求めることについて

議案第35号

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例について

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年3月19日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

令和7年大船渡市大規模林野火災からの復旧・復興を、迅速かつ着実に推進するため、新たに林野火災対策局を設置しようとするものです。

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例

大船渡市部設置条例（平成14年大船渡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部の設置） 第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 （1）～（9） [略] （分掌事務） 第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（9） [略]	（部の設置） 第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 （1）～（9） [略] <u>（10） 林野火災対策局</u> （分掌事務） 第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（9） [略] <u>（10） 林野火災対策局</u> ア <u>令和7年大船渡市大規模林野火災（以下「林野火災」という。）に係る復旧・復興の方針に関すること。</u> イ <u>林野火災に係る復旧・復興事業の総合調整に関すること。</u> ウ <u>その他林野火災に係る復旧・復興に関すること。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年3月20日から施行する。

議案第35号(大船渡市部設置条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	新たに林野火災対策局を設置しようとするものである。
第3条	林野火災対策局の分掌事務を定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和7年3月20日とするものである。

議案第36号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第11号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第37号

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年3月19日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第38号

副市長の選任に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 162条の規定により、議会の同意を求めます。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

記

住 所 盛岡市東山二丁目16番12号

氏 名 藤 枝 修

生年月日 昭和48年 2 月 14 日

学歴

平成 7 年 3 月 拓殖大学商学部卒業

経歴

平成 9 年 4 月 岩手県職員

平成 27 年 4 月 大槌町産業振興部長

平成 29 年 4 月 文化スポーツ部ラグビーワールドカップ 2019 推進課主任主査

平成 30 年 4 月 文化スポーツ部ラグビーワールドカップ 2019 推進室主任主査

令和 元年 11 月 岩手県議会事務局議事調査課主任主査

令和 2 年 4 月 岩手県議会事務局議事調査課議事管理担当課長

令和 4 年 4 月 商工労働観光部商工企画室管理課長

令和 6 年 4 月 商工労働観光部産業経済交流課地域産業課長（現在に至る）

地方自治法（抜粋）

（副知事及び副市町村長の選任）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び副市町村長の任期）

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。